

食安発0831第8号

平成23年8月31日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

### 野生キノコの放射性物質検査等について

標記については、福島県の一部地域において暫定規制値を超えるものが確認されており、また、旧ソ連原子力発電所事故後においてもキノコから高濃度の放射性物質が確認されているところです。

さらに、本年8月4日付け食安発0804第2号において、総理指示対象自治体及びその隣接自治体においては、キノコについて重点的に検査を行うようお願いしているところです。

今後、野生キノコの本格的な発生時期、秋の行楽シーズンを迎えることから、キノコの産地である自治体においては、野生キノコのモニタリング検査を強化するとともに、消費者及び食品等関係事業者に対し、状況に応じて採取の自粛等の注意喚起を行うとともに、検査結果や出荷制限等の情報を適切に提供されるようお願いします。

なお、林野庁が作成した「野生きのこを採取される皆様への注意喚起について」を添付するので参考としてください。

また、併せて、毒キノコによる食中毒の防止のための情報提供についても特段の御配慮をお願いします。

**【参考】**

# 林野庁

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > 野生きのこを採取される皆様への注意喚起について

## 野生きのこを採取される皆様への注意喚起について

これから本格的なシーズンを迎える野生きのこを採取される皆様におかれましては、放射性物質のモニタリングの結果や各種制限等に関する情報を国や都県等のホームページでご覧いただくほか、最寄りの自治体に直接お問い合わせいただくなどしてご確認いただき、野生きのこの採取に当たり十分な注意を払っていただきますようお願い致します。

[野生きのこを採取される皆様へ](#)

[野生きのこの分類について](#)

[野生きのこ\(品目例\)について](#)



### — お問い合わせ先 —

林政部経営課特用林産対策室  
担当者: 板垣、中尾、浅浦  
代表: 03-3502-8111 (内線6087)  
ダイヤルイン: 03-6744-2289  
FAX: 03-3502-8085

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話: 03-3502-8111 (代表)

**林野庁**

【参考】

# 林野庁

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [野生きのこを採取される皆様への注意喚起について](#) > 野生きのこを採取される皆様へ

## 野生きのこを採取される皆様へ

野生きのこの採取のために森林に立ち入られる皆様に、注意していただきたい情報をお知らせいたしますので、是非ご一読ください。

### はじめに

日本の野生きのこは、約2,000種類以上あると言われています。

例年、秋になるときのこ狩りを楽しまれる方々によって野生きのこの採取が行われます。そして、今年も野生きのこの本格的な発生時期を迎えています。

一方で、東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故により、食品への放射性物質の影響が懸念されています。そこで、野生きのこの採取のために森林に立ち入られる皆様に、注意していただきたい情報をお知らせ致しますので、是非ご一読ください。

### モニタリングの結果と対応について

食品の安全に万全を期すため、国と関係都県が協力し、食品中に含まれる放射性物質のモニタリングを行っており、野生きのこについても、発生したものから順次モニタリングを実施しています。

また、森林の空間線量率についても、文部科学省による航空機モニタリング調査や福島県による調査が行われています。

これまでのところ、

(1) 野生きのこについては、福島県の一部地域において、放射性物質が検出され、その中には暫定規制値を超えるものもありました。暫定規制値を超えた場合、基本的には市町村を単位として、県による出荷自粛の措置が講じられています。さらに、暫定規制値超過事例について、地域的な広がりや確認された場合には、県域を原則として国による出荷制限等の措置が講じられます(ただし、市町村による管理が可能な場合には、市町村単位で出荷制限等の措置が講じられます)。

(2) 福島県の比較的空間線量率が高い一部の民有林においては、一般の方々は不必要に森林の中に立ち入らないよう、県が呼びかけている地点があります。

今後とも、国と関係都県が協力して、野生きのこのモニタリング等に取り組み、その結果、出荷自粛・制限等の措置等について、ホームページ等を通じて、随時お知らせして参ります。

### 野生きのこについて

野生きのこは、養分の吸収方法の違いにより、(1)腐生性きのこ(腐生菌(ふせいきん))と(2)菌根性きのこ(菌根菌(きんこんきん))の2つの種類に大きく分けられます。

腐生性きのこは、枯れ木や落ち葉などを分解して養分を吸収するものです。菌根性きのこは、樹木の根などに菌根をつくり、樹木と共生して養分を吸収し、その代替えとして樹木の養分吸収を助けるきのこです。

モニタリングにあたっては、その地域で採取できる野生きのこを、腐生性きのこ・菌根性きのこの2つのグループに分けた上で、そのグループの中のどれか一つのきのこから暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合は、そのグループのきのこすべてについて出荷自粛・制限等を行うこととしています。

(注) (1) 腐生性きのこ(枯木や落ち葉から発生するタイプのきのこ)

まいたけ、ひらたけ、ぶなはりたけ、なめこ等

(2) 菌根性きのこ(土から発生するタイプのきのこ)

**【参考】**

まつたけ、ちちたけ、ほんしめじ、こうたけ等

**皆様へのお願い**

これから本格的なシーズンを迎える野生きのこを採取される皆様におかれましては、国や都道府県等のホームページをご覧くださいほか、最寄りの自治体に直接お問い合わせいただくなどして、モニタリングの結果や各種制限等に関する情報をご確認いただき、野生きのこの採取に当たり十分な注意を払っていただきますようお願い致します。

— お問い合わせ先 —

林政部経営課特用林産対策室  
代表:03-3502-8111(内線6087)  
ダイヤルイン:03-6744-2289  
FAX:03-3502-8085

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

**林野庁**

【参考】

# 林野庁

ホーム > 分野別情報 > 野生きのこを採取される皆様への注意喚起について > 野生きのこの分類

更新日: 00年00月00日

担当: 発表元部局名

## 野生きのこの分類について

野生きのこは、養分の吸収方法の違いにより、2つの品目群に分類されます。

### 野生きのこの分類

＜養分の吸収方法の違いにより、2つの品目群に分類＞

ふせいせい  
**腐生性きのこ**  
(枯木や落葉から発生するタイプ)

枯木や落葉などの有機物を分解して養分を吸収するきのこ



まいたけ、ひらたけ、ぶなはりたけ、なめこ等

かんこんせい  
**菌根性きのこ**  
(土から発生するタイプ)

樹木の根などに菌根をつくり、樹木と共生して養分を吸収し、その代替として樹木の養分吸収を助けるきのこ



まつたけ、ちちたけ、ほんしめじ、こうたけ等

### — お問い合わせ先 —

林政部経営課特用林産対策室  
代表: 03-3502-8111(内線6087)  
ダイヤルイン: 03-6744-2289  
FAX: 03-3502-8085

[ページトップへ](#)

Copyright: 2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話: 03-3502-8111(代表)

林野庁

【参考】

# 林野庁

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [野生きのこを採取される皆様への注意喚起について](#) > 野生きのこ品目例について

## 野生きのこ(品目例)について

### 腐生性きのこ (枯木や落葉から発生するタイプ)

まいたけ、うすひらたけ、なめこ、ぶなはりたけなど



### 菌根性きのこ (土から発生するタイプ)

まつたけ、ほんしめじ、ちちたけ、こうたけなど



Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

林野庁

【参考】



(写真提供: (社)農林水産技術情報協会)

— お問い合わせ先 —

林政部経営課特用林産対策室  
代表:03-3502-8111(内線6087)  
ダイヤルイン:03-6744-2289  
FAX:03-3502-8085

[ページトップへ](#)